

有隣元学区地区地区計画

○地区計画の目標

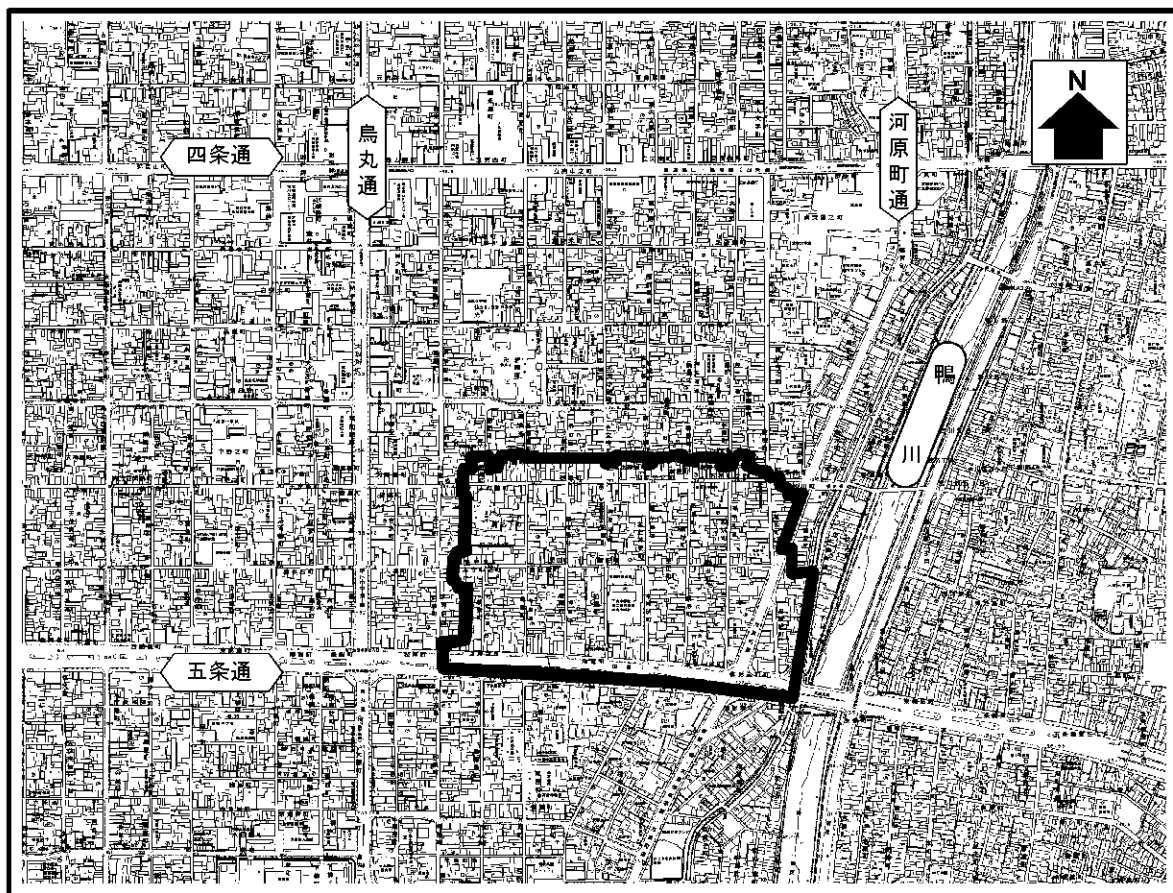
当地区は、商業・業務機能が集積する京都の都心部に位置し、平安京の時代から市街地が整備され始め、京都五山の一つである万寿寺があった地として知られている。

また、手工業や問屋業などの職と住が一体となった生活様式を有するとともに、先人たちから継承された自治の気風により、豊かなコミュニティが形成・維持されている。

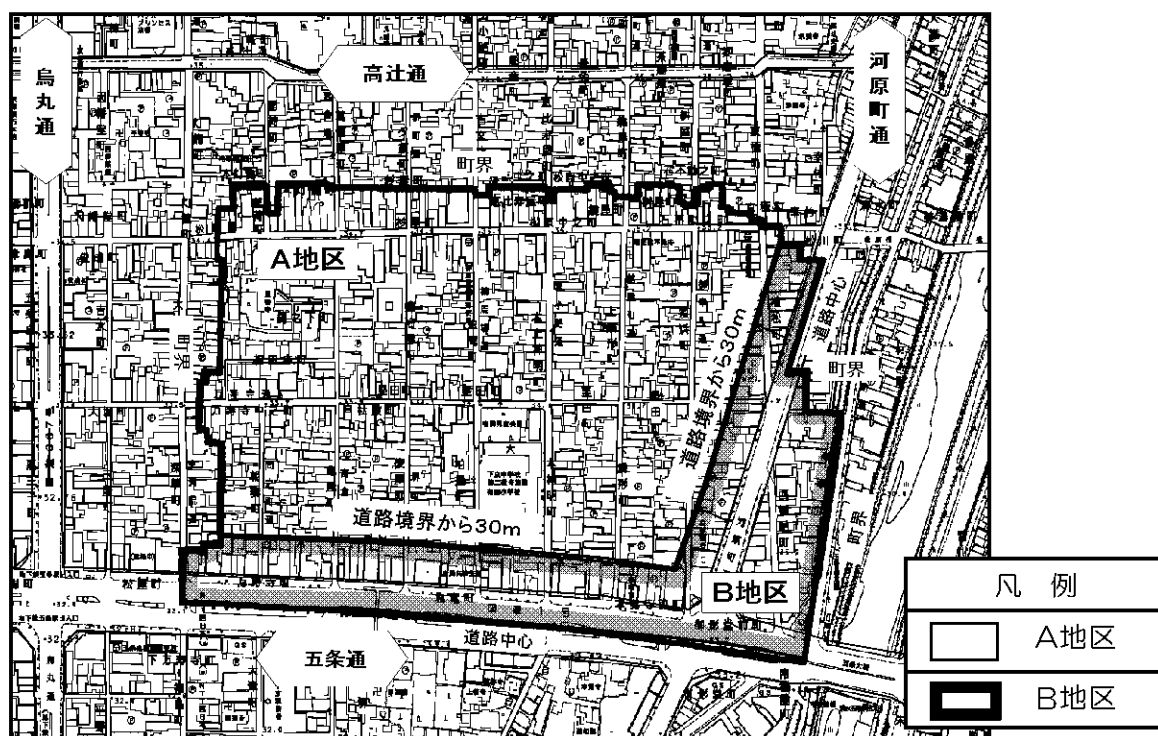
このような地区において、地区計画を定めることにより、以下に掲げる3つの方針を柱とする「ぬくもりある暮らしが息づくまち有隣へ」の実現を目指したまちづくりの進展を図る。

- 1 安全で安心して暮らせる有隣を目指す。
- 2 地域の歴史と文化を掘り起こし、伝統と暮らしが息づく有隣を目指す。
- 3 高齢者の智慧と若者の発想が活かされる有隣を目指す。

【地区計画 位置図】



【地区計画及び地区整備計画 区域図】



○建築物等の用途の制限

次に掲げる建築物は、建築してはならない。

(A、B地区共通)

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介業の用に供するもの
- 2 建築基準法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げる建築物
- 3 住宅戸数のうち、床もしくは壁又は戸で区画された住戸において、床面積が40平方メートル以上のものの戸数が3分の2未満である共同住宅
- 4 倉庫業を営む倉庫

(A地区のみ)

- 5 自動車車庫で次の各号のいずれかに該当するもの。ただし、建築物に附属するもので、床面積の合計が建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えないものはこの限りでない。
 - ア 自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
 - イ 3階以上の部分にあるもの
 - ウ 地盤面からの高さが10メートルを超える部分にあるもの

お問い合わせ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

TEL (075) 222-3505